

# 「さあ、みんな、考えよう」

## 柘植地域人権意識調査 単純集計完了 (概要報告 1)

全戸配布で実施した「人権問題に関する柘植地域住民意識調査」にご協力をいただきましてありがとうございました。12月12日までに回答いただきました12区分の調査用紙を区長様を通じて提出していただき、12月16日に各区の人権推進委員様等にご協力をいただき、集計作業を開始し、年末年始で単純集計までを完了しました。今後、概要報告を紙面で行っていくとともに、来年度にはさらに詳しく分析し、その結果をリーフレットにして、全戸配布していきたいと考えています。今回はその第1弾として、柘植での調査結果と2015年実施の伊賀市の調査を比較してその一部を報告をします。

### ○人権に関する意識調査の実施期間及び対象者と有効回答数

**2015年伊賀市人権意識調査(人権問題に関する伊賀市民意識調査)**  
 〔調査期間〕2015年(平成27)年1月9日～1月31日まで  
 無作為抽出の市民2000人で返送は910票、うち有効回答は903票(有効回答率45.2%)

**2017年柘植地区人権意識調査 [20歳以上の全員(抽出ではない)が調査対象]**  
 〔回収状況〕2017年11月～12月 有効回答1478票(集計時に無効票を除いた数)  
 12区分合計で全配布戸数1052戸、全配布数2638人(有効回答率56.0%)

| 〔年代〕  |             | 〔性別〕     |             |
|-------|-------------|----------|-------------|
| 20代   | 98人(6.6%)   | 男性       | 668人(45.2%) |
| 30代   | 89人(6%)     | 女性       | 768人(52%)   |
| 40代   | 149人(10.1%) | 男女と答えにくい | 11人(0.7%)   |
| 50代   | 220人(14.9%) | 未回答      | 31人(2.1%)   |
| 60代   | 396人(26.8%) |          |             |
| 70代以上 | 496人(33.6%) |          |             |
| 未回答   | 30人(2%)     |          |             |

柘植の調査では年代が高いほど有効回答数が多くなっており、60代以上で全有効回答数の60.4%を占めています。逆に、20代、30代の有効回答数がそれぞれ100人未満であり、若い世代の有効回答数はそれぞれ全体の6%ほどでした。その年代の人が仕事や学業等で柘植から出ている現状や少子高齢化を加味しても、年代により回答していただいた人数に差があり、有効回答が若い世代で少なく、年配の方で高いように思われます。今後、その理由を分析していきたいと思ひます。

性別では、男女と答えにくいと回答した人が11人でした。今回、各家庭で家族の協力者分をまとめて封筒に入れて提出していただきましたので、ほんとは「男女と答えにくい」に○をつけた人か、家族に知られる可能性を考え、男性または女性のどちらかに○をつけたという人がいるのではないかと考えられますが、このことについては、今回の調査内容からこれ以上分析をすることはできません。調査実施方法を反省しなければいけないと感じています。

これ以降は、2015年の伊賀市調査と今回の柘植地区調査を比較していきます。柘植地域のほうが伊賀市より意識が高いと思われる場合は↑、逆に、柘植地区のほうが意識が低いと思われる場合は↓をつけてあります。

過去5年間での人権問題に関する講演会、研修会、懇談会等への参加状況

|                     |       |              |
|---------------------|-------|--------------|
| 「1回以上ある」と回答した人      | 49.4% | (2015伊賀市)    |
|                     | 69.9% | (2017柘植地区) ↑ |
| 上記のうち「3回以上ある」と回答した人 | 23.8% | (2015伊賀市)    |
|                     | 41.8% | (2017柘植地区) ↑ |
| 「10回以上ある」と回答した人     | 7.0%  | (2015伊賀市)    |
|                     | 12.7% | (2017柘植地区) ↑ |

1回以上あると答えた人は伊賀市より20ポイント強高く、10人のうち7人は参加したことがあると答えています。また、3回以上では18ポイント、10回以上で5.7ポイント高くなっています。柘植では数多くの機会があるとともに、各区住民が中心となってすすめている人権に関する地区懇談会や講演会もあり、動員参加という場合も含め、たくさんの方が参加していただいています。

次に参加者の多さがある状況の中での人権に関する運動や法律等の認知度を見ていきます。

部落解放運動が果たしてきた役割の認知度

|                   |       |       |              |
|-------------------|-------|-------|--------------|
| ・義務教育の無料化(教科書無償化) | 41.6% | が知ってる | (2015伊賀市)    |
|                   | 45.7% | が知ってる | (2017柘植地区) ↑ |
| ・就職差別の撤廃          | 42.4% | が知ってる | (2015伊賀市)    |
|                   | 45.1% | が知ってる | (2017柘植地区) ↑ |
| ・身元調査の規制          | 44.1% | が知ってる | (2015伊賀市)    |
|                   | 54.8% | が知ってる | (2017柘植地区) ↑ |

人権に関する宣言・条約・法律・条例の認知度

|                                    |       |                              |                  |
|------------------------------------|-------|------------------------------|------------------|
| ・水平社宣言                             | 47.3% | 「うち14.6%は内容を知ってる」            | (2015伊賀市)        |
|                                    | 67.4% | 「うち23.6%は内容を知ってる」            | (2017柘植地区) ↑     |
| ※                                  | 32.0% | 「うち10.2%は内容を知ってる」            | (2012三重県)        |
| ・同和対策審議会答申                         | 53.3% | 「うち9.9%は内容を知ってる」             | (2015伊賀市)        |
|                                    | 62.9% | 「うち18.6%は内容を知ってる」            | (2017柘植地区) ↑     |
| ※                                  | 49.8% | 「うち9.3%は内容を知ってる」             | (2012三重県)        |
| ・伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例 | 54.5% | 「うち10.1%は内容を知ってる」            | (2015伊賀市)        |
|                                    | 67.1% | 「うち18.6%は内容を知ってる」            | (2017柘植地区) ↑     |
| ・障がい者差別解消推進法                       | 54.8% | 「うち8.3%は内容を知ってる」             | (2015伊賀市)        |
|                                    | 54.7% | 「うち15.5%は内容を知ってる」            | (2017柘植地区) → 「↑」 |
| ・部落差別解消推進法                         | 56.3% | 「うち16.7%は内容を知ってる」            | (2017柘植地区)       |
|                                    |       | ※2015伊賀市調査段階はまだこの法律が施行されていない |                  |
| ・ヘイトスピーチ解消法                        | 42.3% | 「うち9.3%は内容を知ってる」             | (2017柘植地区)       |
|                                    |       | ※2015伊賀市調査段階はまだこの法律が施行されていない |                  |

〇人権啓発合同フィールドワーク・松浦武四郎記念館の報告  
～ 2018年1月27日(土)実施 柘植地域人権啓発合同事業フィールドワーク(遠方)～

毎年、柘植12区合同での人権啓発事業として柘植地域人権啓発合同フィールドワークを近隣と遠方の2回行っています。本年の近隣フィールドワークは、いがまち人権センターおよび前川区において5月20日(「さあみんなであらう」2017年6月号をご覧ください)に行いました。今回は、北海道の名付け親である三重県出身の松浦武四郎の資料をたくさん展示している松浦武四郎記念館と、三重県人権センターに行ってきました。そのうち今回は松浦武四郎記念館について報告します。

松浦武四郎記念館・中野恭館長の講演より

松浦武四郎記念館は国の重要文化財が1505点、三重県有形文化財223点を所蔵する武四郎唯一の博物館です。昨年1月16日に北海道の高橋はるみ知事がこの松浦武四郎記念館を視察に来られました。翌17日には鈴木三重県知事と会談しました。それは2018年は松浦武四郎が「北海道」と命名してから150年、そして松浦武四郎の生誕200年にあたることに関係していました。2015年には「歴史秘話ヒストリア」、2016年には「知恵泉」、2017年にはBSプレミアム「英雄たちの選択」というように、ここ3年間で、松浦武四郎が毎年、NHKの番組で取り上げられています。ここ数年で武四郎のことが報道、新聞、雑誌でとりあげられ

ました。武四郎のことが全国に発信される機会が増えて、喜んでます。松阪市も生誕200年に力を入れていて、今年の2月24日(土)に生誕200年のこのメモリアルイヤーのオープニングイベントとして、松阪市で俳優の宇梶剛士さんとその母でアイヌ民族でありアイヌ文化伝承・人権普及活動家の宇梶静江さんの親子にステージで語り合ってください。また北海道と連携して武四郎大展開展を本年行っています。この松浦武四郎記念館は建ってから24年目です。松浦家から保存されていた皆さんの資料が寄贈され、それをお守りするために建てました。2月25日にはそれから第23回目の「武四郎まつり」を行います。去年は5800人が祭りにお越しいただきましたが、今年はもっとたくさんの方がおこしいただけると思っています。アイヌ民族の古式舞踊もご覧いただけます。あわせて、この記念館の近くにある今まで一般公開していなかった武四郎の生家を松阪市が2年かけて文化財的保存修理を行い、はじめてみなさんに屋敷内を一般公開します。



武四郎のことを端的に表現すると、幕末の北方探検家であり、北海道の名付け親です。松浦武四郎は明治維新の50年前の今から200年前の1818年(文化15年、文政元年)、化政文化の時代に現在の松阪市小野江町に四男として誕生しました。そして1888年(明治21年)に東京で生涯を閉じられました。武四郎が生まれた松浦家は、現在の松阪市小野江に根を下ろしました。武四郎の家前は伊勢街道でした。別名、参宮街道です。伊勢神宮へは武四郎の家から7里、約28kmです。ここは小野江の宿であり、雲出川を渡し船で渡って、伊勢まであと少しと安堵した宿がここ小野江です。伊勢街道は脇の街道ですが主要街道です。主要街道は大きな藩が押さえるという習わしにしたがって、ここは紀州和歌山藩の領地(飛び地)でした。小さい時から玄関をあけると伊勢へ行く旅人がたくさん通っていました。そのため、自分もいつかは旅人へという思いが養われていきました。三重県の三大偉人、三大賢人と呼ばれている江戸前期の松尾芭蕉、江戸中期の本居宣長、江戸後期の松浦武四郎のうち、宣長と武四郎は松阪の人で、ともに伊勢街道すじで生まれています。この2人は伊勢街道すじに生まれていなかったら人生が変わっていたかもしれません。武四郎は小さい頃から今でいう観光本を愛読していました。20年毎に伊勢神宮は式年遷宮しますが、60年に1度くらいのウェーブでおかげまいに大きなうねりがやってきます。武四郎が13歳になった年は「文政のおかげまいり」でした。遷宮が終わった翌年を「おかげ年」と言い、その年は客が増え、それが「おかげまいり」です。江戸末期で人口が3000万人の時代に1年間で500万人の人が伊勢へ来ました。6人に1人が武四郎13歳の時に伊勢に押し寄せてきたのでした。その光景を見て、武四郎は決定的に旅心を培いました。人々は白い装束に傘をかぶり背中にひしゃくを立てて歩いていました。街道筋でそのひしゃくを差し出し、そこに小銭(浄財)をいただいたり、おにぎりをちようだいしたり、お茶をちようだしたりと施業(接待)をうけながら伊勢をめざしました。松阪はいろんな街道があつまり、それが伊勢へ向かっていくところす。ここ三雲にも2つの街道が交わる追分がありました。

武四郎の家は和歌山藩の末端の地侍(地士)で、戦いが起きた場合は、雲出川を越えて和歌山藩に侵入する敵を食い止める役割を担っていました。地土の家は、そのあたりをとりしきるいわゆる庄屋で経済的には余裕のある家でした。すなわち、武四郎は学問をしこんでもらえる環境にありました。7歳から近くの曹洞宗の寺子屋に通い、読み書きを身につけ、13歳で津藩の儒学者である平松樂斎から3年間休まず高等学問(国学・儒学・本草学)を学びました。これらの学問とともに武四郎は16歳で旅に出ました。武四郎は野帳というノートを持っていき、旅の記録を残していきます。のちの当時の蝦夷地の調査だけでも151冊の野帳が残っています。武四郎は16歳で突然家を出て江戸まで一人旅をしました。その江戸で16歳の時に篆刻(印鑑ほり)の技術を手につけて、勝手に出ていったので、捜索願いが出され、江戸から連れ戻されました。おもしろいエピソードがあり、連れ戻しに来た人を先に帰し、武四郎は飛騨路、北陸路と迂回して、2ヶ月後に帰りました。しかし旅をすることの楽しさを覚えた武四郎は、旅がたくて、17歳になって、父に許しを得て、とうとう日本全国をめぐる旅に出ました。兄(長男)が家を継ぐため、四男の武四郎は比較的自由に家を出ることができました。経済的に余裕のある家に生まれ、学問をしこんでもらう、比較的自由に家を出られることで武四郎は旅に出られました。出かけに父が武四郎に1両小判(10万円くらい)を渡しました。それでは足りないので、篆刻の技術などでお金をつくり旅を続けました。17歳で西日本、18歳で中日本から関東を行脚して、記録をとりました。全国各地をめぐる武四郎は、山も大好きで山々に登りました。にほん100名山にも登りました。19歳で四国八十八カ所の霊場をまわり、中国地方を経て20歳から27歳まで九州各地を歩きました。松浦家の先祖は肥前(長崎県)の水軍でした。

長崎で病に倒れた後、そこでお世話になったことが縁で臨濟宗の僧侶となった武四郎は長崎県平戸でお寺の住職を務めました。そのころ鎖国中でしたが、長崎は幕府直営で港を開いていたので、いろんな情報が入ってきました。そのころ、日本の北の地域に、ロシアの船が接近し蝦夷地(今の北海道)を狙っているという話を聞き、再び旅への気持ちが強くなり、蝦夷地へ行き、日本の北の地域がどんなところであるかを自分の目で確かめ、多くのひとびとに伝えようと心に決めました。26歳になっていて、蝦夷地へ行く途中にほぼ9年ぶりに実家に帰りましたが、すでに父と母は亡くなっていました。当時松前藩の領地となっていた蝦夷地へ渡るには厳しい取締りが

あり、28歳でようやく蝦夷地へ渡ることができました。以降13年間で6回蝦夷地探査を行います。初めて行ったときは何も知らない蝦夷地であるので、現地に住んでいるアイヌの人びとと寝食をともし、同じ行動をして暮らしの中でアイヌ語を学びました。コミュニケーションをとり、信用をつくりました。その後、お世話になった277人のアイヌの人の案内で内陸の奥まで調査する中で、異なる文化をもつアイヌの人びとの理解に努めていきました。アイヌの人がつくった船に乗せてもらい、川をすべて上流から下流まで調べました。武四郎は海岸線を極め、内陸を調べ、川の流れを支流を含めて全部調べ上げました。野帳に記録を残し、地図を書き上げていきました。そこには文字を持たないアイヌの人からアイヌ語地名を聞き、聞いた地名をすべてカタカナにして地図の中にかき上げました。地図には9800のアイヌ語地名が書かれました。大地を守ってきたアイヌ民族の崇高な文化がアイヌ語に生きている。そのアイヌの人から聞いた地名を地図に書いておけば後世の人たちにアイヌ民族のすばらしさ、崇高な文化を残し伝えることができると考えた。地図の原形は伊能忠敬と間宮林蔵の測量による地図です。伊能忠敬は武四郎が生まれた1818年に亡くなります。伊能の地図は三角測量で科学的に距離を割り出して書いています。海岸線はきっちり書かれていますが、内陸部分は真っ白です。伊能さんは内陸には入っていません。武四郎は川の流れを調べたので、高低を把握し、けばという線で高低を表しました。今の地図と遜色ありません。武四郎は測量家ではありません。武四郎は歩測と方位磁石で測量しました。武四郎は26冊の分冊をつくり、それをあわせて、今と遜色のない地図をつくりあげました。蝦夷地調査のかたわら、アイヌの人と交流をしていくなかで、蝦夷地を支配する松前藩の圧政や過酷な労働、豊富な海産物に目をつけた商人たちによって、アイヌの人びとがおかれている過酷な状況を知りました。アイヌの人たちと深く交流するなかで、この圧政が続けば、この大地を守ってきた崇高なアイヌの人々と文化が減るので、圧政を止めるように当時の役所やおかみにあてて進言をしています。これも武四郎の大きな姿の1つです。当時は人権という概念はなかったでしょう。しかし武四郎は人はみな平等という立場に立ってアイヌをすくい上げ、その尊厳を守ろうとしました。まさしく武四郎の中には人権という視点がありました。司馬遼太郎さんは、ある本の中に「武四郎は当時の視点に立ってみれば、キリスト教を越えるヒューマンイズムの持ち主だ」と書いています。武四郎は野帳に書き留めた情報を整理し、数冊の日誌として本にしました。これらの日誌は、蝦夷地の地形、地名、動物、植物のみならず、その地で暮らすアイヌ民族の姿、松前藩による蝦夷地支配の実態など、見たもの、聞いたことが詳細に記録されていました。この調査記録は、江戸で評判となりました。

明治新政府が成立すると、武四郎は「蝦夷地開拓御用掛」に任じられました。明治2年(1869年)、戊辰戦争が終わり、開拓使が設置されると、これまでの蝦夷地調査の実績と、誰もが認める蝦夷地通であった武四郎は、「開拓判官」に任命されます。判官とは今の省庁でいうと、ナンバー3です。しかし彼は1年を満了せずにこの職を返上しました。武四郎は、「蝦夷地」に替わる新しい名称を考えることに携わり、アイヌの人々が自分たちの地を「かい」と呼んでいたことを尊敬を持って名前に入れ、「北加伊道」の案を政府に提出し、採用されました。この案をもとに政府は「北海道」に決定しました。政府を辞めた武四郎は再び全国各地をめぐる歩きながら骨董品の収集、奇石や古銭、勾玉の収集に熱中しました。70歳の武四郎は、もう旅をすることは難しいと思い、全国の知人に頼んで各地の古社寺などから古材を贈ってもらい、これを組み合わせて作った一畳のスペースしかない書齋を自宅に増築しました。島根の出雲大社や広島の大島神社、京都嵐山にある渡月橋の橋げたなど北は宮城県から南は宮崎県まで、様々な所から古材が贈られてきました。68歳から北海道によく似た気候の大台ヶ原に登り、70歳で富士山へ登りました。1888年、武四郎は71歳で亡くなりました。 文責・橋本浩信

## 2月、3月の講演会や研修会の案内

- 2月4日(日) 第25回大山田同和教育研究大会(13:30～) 大山田農村環境改善センター
- 2月5日(月) 「人権・同和問題地区別懇談会」 柘植地域会議報告会(20:00～) 柘植地区市民センター
- 2月11日(日) 前川解放文化祭(9:00～) いがまち人権センター  
出演：大きな輪、小学校木学、中学校友の会、音楽教室、高校生友の会、父母の会
- 2月23日(金) いがまち人権センター第4回解放講座(19:30～) いがまち人権センター  
「学校現場および地域における同和教育実践とその必要性」(土田光子さん)
- 2月27日(火) 市民人権講座(19:00～) 阿山保健福祉センター  
「部落差別解消法施行1年をむかえて」(谷川雅彦さん)
- 3月6日(火) ヒューリアみえ研究報告会(14:00～) 三重県人権センター  
「伊賀市同和問題解決に向けた生活実態調査から見てきたもの」(松村元樹さん)  
「ISO26000を活用し、持続可能な発展をめざすために」(本江優子さん)  
「『市町における3つの差別解消法に関する取組状況等の調査』より」(稲垣満佐代さん)  
「『性の多様性』の啓発がもつ可能性についての一考察」(吉原隆行さん)
- 3月16日(金) 市民人権講座(19:00～) ゆめぼりすセンター  
「部落差別解消法施行1年をむかえて」(谷川雅彦さん)